

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、営業職として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、営業車を運転中に後続の普通貨物自動車に追突され（以下「第一事故」という。）、負傷した。請求人は、同日、C病院に受診し「頸椎捻挫、胸背部挫傷」と診断され、同月〇日、D整形外科内科に転医し「背部挫傷、頸椎捻挫、腰椎捻挫」の傷病名で療養を継続した。

また、請求人は、第一事故による療養継続中の平成〇年〇月〇日、営業車を運転し、交差点で一時停止したところ、先行する普通乗用自動車がバックしてきて、前方から衝突され（以下「第二事故」という。）、負傷した。

請求人は、同日、E病院に救急搬送され「頸椎椎間板ヘルニア、頸椎症性脊髄症、腰椎椎間板ヘルニア」と診断され、以後、複数の病院において療養の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第11級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人(請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。)は、請求人は、第一事故及び第二事故(以下「本件両事故」という。)が原因で外傷性脳損傷及びせき髄損傷を発症したものであり、請求人にはこれら傷病による症状が認められることから、請求人に残存する障害は障害等級第11級を超えるものである旨主張しているので、以下検討する。

(2) 請求人らが主張する外傷性脳損傷について

ア F医師作成の平成○年○月○日付け「障害補償給付支給請求書裏面診断書」によれば、「傷病名:外傷性脳損傷、障害の状態:高次脳機能障害」とされているところ、本件における画像所見を精査するも、画像診断を実施したいずれの医療機関においても、請求人に脳損傷を認める所見は示されていない。

この点、請求人らは、同医師作成の平成○年○月○日付け意見書を根拠に、画像所見がないことをもって、請求人の脳損傷を否定すべきではない旨述べているところ、同意見書によれば、「意識障害の有無:第1事故・外傷後健忘、意識の変容あり、第2事故・意識の変容のみ」とされており、同医師は、本件両事故直後における請求人の意識障害の存在を前提に上記診断を行ったも

のと思われる。もっとも、本件両事故における医師の所見、診療録等一件記録を精査するも、請求人に意識障害があったとの事実はなく、むしろ、本件両事故における搬送記録、第二当事者の申述等によれば、請求人は、本件両事故の直後、第二当事者と連絡先の交換など立ち話をしており、会話による意思疎通を支障なく行うことができたことが認められる。そうすると、当審査会としても、本件両事故の発生状況、請求人の受傷直後の診断内容等をも併せ鑑みれば、決定書理由に説示のとおり、G医師及びH医師の各意見は妥当であり、請求人には本件両事故による外傷性脳損傷は認められないものと判断する。

イ なお、請求人らは、負傷後の意識障害として、意識の変容が本件両事故後に生じているから軽度外傷性脳損傷であるか否かについてのWHO（世界保健機構）の定義に合致する旨主張するが、請求人にその前提となる意識障害が生じていないことは上記のとおりであり、同主張は採用することができない。

#### (3) 請求人らが主張するせき髄損傷について

請求人らは、請求人には神経因性膀胱がみられ、せき髄の障害が認められる旨述べているが、一件記録を精査するも、せき髄損傷を認める画像所見は無く、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人にせき髄損傷は認められないものと判断する。

#### (4) 請求人に残存する障害について

以上のことからすると、請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の症状及び医学所見から、「せき柱の障害」及び「頸部及び腰部の疼痛等」と認められるところ、I医師作成の平成〇年〇月〇日付け残存障害に関する意見書及び労働基準監督署担当官作成の同医師からの確認記録、H医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書、さらに本件両事故における発生状況をも併せ鑑みると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人のせき柱の変形障害は、本件両事故によるものとは認められないものと判断する。そうすると、当審査会としても、請求人に残存する障害は、「頸部及び腰部の疼痛等」と認めることが妥当と思料し、その障害の程度は、上記決定書理由に説示のとおり、それぞれ障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。

なお、請求人らは、眼球運動障害、開散麻痺についても主張しているが、請求人に外傷性脳損傷が認められないことは上記のとおりであり、改めて本件における一件記録を精査するも、請求人らが主張する傷病は本件両事故によるものとは認められない。

(5) その他、請求人らの主張について子細に検討したが、上記判断を左右するものは見出すことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第11級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。